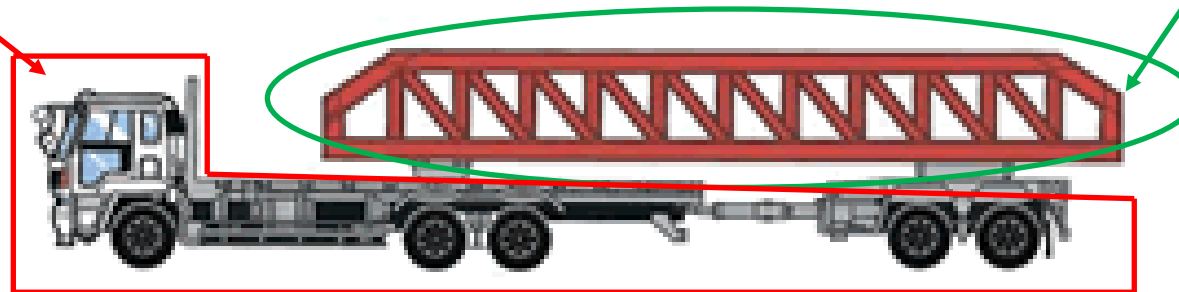


特殊車両とは

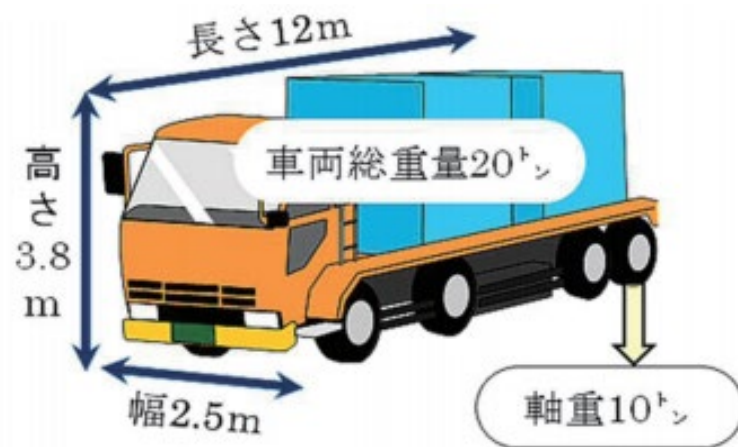
①車両の構造が特殊

②貨物が特殊



ポールトレーラ

■ 一般的制限値



車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m（高さ指定道路は 4.1m）
	最少回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0t）
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上
	輪荷重	5.0t

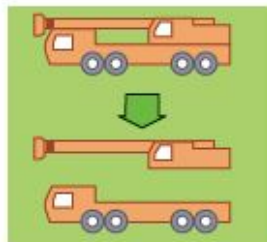
特殊車両とは

単車



トラッククレーン

車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

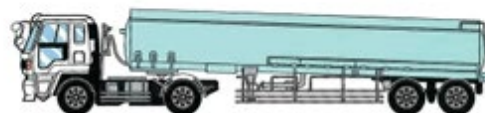


※車両によっては一次分解が必要になる場合があります。

特例5車種



1)バン型セミトレーラ



2)タンク型セミトレーラ



3)幌枠型セミトレーラ



4)コンテナ用セミトレーラ



5)自動車運搬用セミトレーラ



◎フルトレーラ

※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが1)～5)に該当すればよい

特殊車両とは

追加3車種

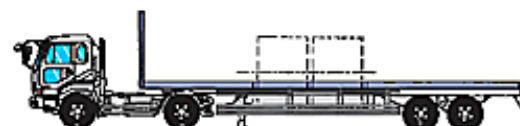
貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。



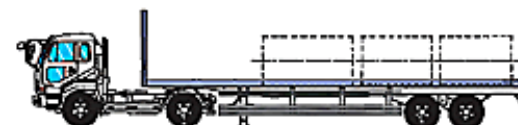
1)あおり型セミトレーラ



2)スタンション型セミトレーラ



3)船底型セミトレーラ (タイプ1)



3)船底型セミトレーラ (タイプ2)

その他



海上コンテナ用セミトレーラ



重量物運搬用セミトレーラ



ポールトレーラ

特殊車両とは

20t
超



①通行期間

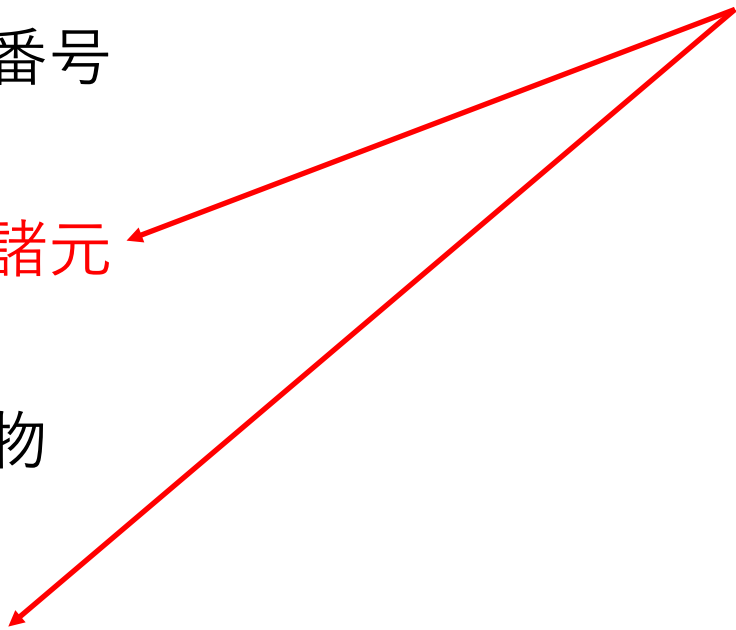
②車両番号

③車両諸元

④積載物

⑤経路

申請書作成のメイン



特殊車両通行許可申請の流れ

行政書士事務所



国道事務所 ②形式面の審査



⑤許可証発行手続き期間

⑥許可

①申請

④回答

③協議



通行条件

区分 記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行などの特別の条件を付さない。	徐行などの特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

(注)「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路などの同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

